

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○道路法等の一部を改正する法律（平成三十年三月三十一日法律第六号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条中道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。